



2020年における10大ニュース

技能実習適正化支援センター（TITSC）代表の渡邊です。

技能実習計画認定や入管手続きに詳しい当センターの行政書士、社労士等の専門家が選んだ、監理団体の皆様には是非とも知ってもらいたい重大ニュースをご紹介します。

今後も外国人技能実習制度に関わる皆様のお役に立つ情報を発信してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。



新型コロナウイルス感染症等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱い（特定活動）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の特定活動への在留資格変更について、当面の間、以下の特例措置がとられました。

- (1) 技能実習生が本国への帰国が困難である場合、従前と同一の業務（又は従前と同一の業務に係る業務）で就労を希望する場合、「特定活動（6か月・就労可）」への在留資格変更が可能です。
- (2) 技能検定等の受検が速やかにできない場合、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です。
- (3) 技能実習2号・3号を修了される方で、特定技能1号への移行に時間を要する場合、移行準備の間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です。



新型コロナウイルス感染症等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱い（在留手続）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて、当面の間、以下の特例措置がとられました。

- (1) 在留資格認定証明書の有効期間（通常は3か月間）までに来日することができなかった場合、申請人の滞在国・地域に係る入国制限措置が解除された日から6か月又は2021年4月30日までのいずれか早い日まで有効なものとして取り扱うこととします。
- (2) 再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により出国中の技能実習生が出国前に在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行っている場合であって、再入国できない時は、受入れ機関の職員等による当該申請の許可に係る在留カードの代理受領が認められて、出国中の技能実習生が再入国許可による上陸申請を行うことを可能とする処置がとられます。



国際的な人の往来再開に向けての段階的措置

本邦への入国・出国を可能とするスキームとして、レジデンストラックとビジネストラックの試行が始まり、2020年12月18日現在、レジデンストラックはタイ・ベトナム・カンボジア・ラオス・ミャンマー・中国など11か国、ビジネストラックはベトナム・中国など4か国が開始済みです。その他の国からの新規入国についてもレジデンストラックと同様の手続により入国が可能となっています。

4 監理団体の許可取消し・技能実習計画の認定取消し

2020年における許可取消しは8監理団体、技能実習計画の認定取消しは66実習実施者でした。特に、技能実習計画の認定取消し事由の半数近くが、労働関係法令違反となっています。

5 建設分野における建設キャリアアップシステム

2020年1月1日の国土交通省告示により、建設分野の技能実習生受入れの要件として、建設キャリアアップシステムへの登録が義務化されました。2021年1月からは建設分野の第2号技能実習生にも適用されます。

6 技能実習2号移行対象職種・作業の追加

2020年10月21日時点における技能実習2号移行対象職種・作業は、82職種・150作業（技能実習3号移行対象職種は74職種132作業）です。2020年には新たに宿泊職種、棒受網漁業、グラビア印刷作業、築炉作業、調理加工品製造作業、生食用加工品製造作業が追加されました。

7 機構への申請書等における押印廃止

監理団体及び実習実施者が外国人技能実習機構に対して提出する申請書、届出書及び報告書について、押印又は署名が廃止されることになりました。令和2年12月25日に公布されて即日施行となりました。

8 技能実習計画の認定申請書類の簡素化

外国人技能実習機構に対する技能実習計画の認定申請書類が、2020年3月31日簡素化されました。簡素化の内容は、様式の廃止・削減、記載項目の削減、添付書類の廃止から成っています。

9 特定技能外国人の受入れが低迷

特定技能1号在留外国人は2020年9月末現在8,769人であり、約60%がベトナム人となっています。制度開始から1年半経った時点でも、受入れ見込数（5年間の最大値）345,150人に対して2.5%に留まっています。

10 優良な実習実施者及び監理団体の基準の変更

優良な実習実施者及び監理団体の基準が2020年11月24日付けで改定されて、技能等の修得等に係る実績に関する項目と相談・支援体制に関する項目の評点の配点が見直されました。新評点では150点満点中90点以上を獲得した場合に「優良」と判断されます。

~~~~~

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : [info@titsc.org](mailto:info@titsc.org) URL : <http://www.titsc.org/>